

2025年度

林業技能検定

(基礎級)

(外国人技能実習生対象)

【受検案内】

外国人技能実習制度における技能実習生に対する習得された技能等についての認定に活用されるものとして、一般社団法人林業技能向上センター（以下、「センター」という。）では林業職種技能検定の基礎級（以下、「基礎級」という。）を実施しています。

1 試験実施会場

2025年度は、学科試験及び実技試験とも奈良県及び北海道で実施します。具体的な実施会場は、受検票送付時にお知らせします。試験実施会場は追加する場合があります。

2 試験実施日

学科試験及び実技試験を6月及び9月のセンターが指定する日に実施します。具体的には受検票送付時までにお知らせします。試験実施日は追加する場合があります。

3 受検資格（受検対象者）

林業職種技能実習1号の終了予定者

4 試験の概要

(1) 試験方法

ア 試験は、実技試験と学科試験により実施します。

イ 試験はすべて日本語で実施します。学科試験の試験問題は持ち帰ることはできません。

(2) 学科試験

学科試験は、育林、素材生産作業全般を出題範囲として、以下のとおり実施します。

等級	出題形式	制限時間	合格基準
基礎	真偽法20問	60分	満点（100点）の65%以上

(2) 実技試験

ア 実技作業試験

等級	課題	標準時間	打切時間	配点	合格基準
基礎	課題1： チェーンソー組立作業	4分	5分	20点	課題1、2、3ごとに 40%以上かつ合計 (100点)の60%以上
	課題2： チェーンソー暖機運転	—	7分	30点	
	課題3： 丸太輪切り作成作業	4分	5分	50点	

5 受検手数料及び納付方法

(1) 受検手数料

等級	学科試験	実技試験	合計
基礎	8,900円	30,700円	39,600円

(2) 納付方法

次の口座に受検手数料の振り込みをお願いします。振込手数料はご自身でご負担ください。

銀行：三井住友(0009)

支店：日本橋(695)

口座番号：普通口座 8543059

口座名： シャ) リンギョウギノウコウジョウセンター

※備考欄に「キソキュウ」及び受検者の氏名(カタカナ)を記載ください。

記載例：キソキュウ、リンギョウ ハジメ

6 受検申請及び受検手数料納付の期限

試験実施日の30日前までに手続きを終えてください。

7 試験実施日における受検者の携行品

学科試験	受検票、在留カード、筆記用具、時計※	
実技作業試験	受検票、在留カード	
	保護具等 (規格等は別紙)	・保護帽(ヘルメット) ・保護網(バイザー)もしくは保護めがね ・イヤマフもしくは耳栓

		<ul style="list-style-type: none"> ・上着衣服 ・手袋 ・防護衣 ・履物
	<p style="text-align: center;">さぎょうようぐ 作業用具 (規格等は別紙)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・チェーンソー ・ガイドバー ・ソーチェーン ・ガイドバーカバー ・工具類

※時計機能だけのものに限る。

8 留意事項

(1) 受検申請について

ア 実技試験受検者について

労働安全衛生規則第36条第8号に基づくチェーンソーを用いて伐木等の業務に係る安全衛生特別教育の要件を満たす講習を受講したことを証する書類の写し、または講習を受けていることの自己申告書の写しを添付して下さい。

イ 特別の配慮を必要とする者について

障がい者など、技能検定試験を受検するに当たって特別の配慮を希望する方については、受検申請手続きの際、申告することにより、一定の配慮を受けることができます。なお、申告の時期や障がいの内容によっては配慮できない場合があります。

(2) 実技作業試験について

実技作業試験では、チェーンソー作業に先立ち、保護具等及び作業用具が要件を満たしているかのチェックを行います。要件を満たさないチェーンソー、保護具等があった場合は、試験場で用意された保護具等に交換してチェーンソー作業を行うことができます。

また、チェーンソー作業中、作業後において、失格要件に該当した場合にはその時点で不合格となります。なお、失格要件の内容については、5月中に実技作業試験問題とともに公表予定です。

(3) その他

2025年度技能検定実技試験、学科試験における関係法令については、原則として2025年4月1日時点で日本で施行されている法令の内容に基づくものとします。

◎お問い合わせは (一社) 林業技能向上センター

〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町 1-9-16 丸石第2ビル 6F

電話 : 03(4334)7377

(問合せ時間) 9時30分~12時00分及び13時00分~16時45分

(土、日曜日及び祝日は休み)

E-mail : info@ringyou-gino.org

HP : <https://ringyou-gino.org>

別紙

実技作業試験時に受検者が持参するもの（保護具等及び作業用具）

ア 保護具等

品名	仕様・規格等
<p>保護帽 (ヘルメット)</p>	<p>飛来・落下（昭和50年労働省告示第66号）適合品で、変色等経年劣化していないもの※ 亀裂等の損傷がないもの（部位、長さを問わず亀裂は不可） 顎紐が付いているもの</p>
<p>保護網（バイザー） もしくは保護めがね</p>	<p>保護網（バイザー）：網が破れていないもの（1 cm以上の破れは不可） 保護めがね：亀裂等の損傷がないもの（1 cm以上の亀裂は不可）</p>
<p>イヤマフ もしくは耳栓</p>	<p>イヤマフもしくは耳栓に亀裂等の損傷がないもの（1 cm以上の亀裂は不可）</p>
<p>上着衣服</p>	<p>袖締まりの良い長袖の上着</p>
<p>手袋</p>	<p>破れ等で皮膚が露出していないもの（軍手の使用は不可）</p>
<p>防護衣</p>	<p>JIST8125-2 の Lebel1以上 または ISO、EN、ASTM、AS/NZS規格の Lebel1以上の表示がある防護ズボンまたはチャップス 生地の外見に切れ、裂け、穴の損傷がないもの 生地を補修した跡がないもの ※ただし、防護材料を覆う部分以外（ポケットや臀部等）の損傷または補修は除く</p>
<p>履物</p>	<p>JIST8125-3、ISO、EN、ASTM規格及びAS/NZS規格の Lebel1以上の表示がある安全靴 または JIST8101 の表示のある金属製先しん付きの安全靴と JIST8125-5 または JIST8105 の Lebel1以上の表示のある脚絆の併用 ※地下足袋型の履物では受検できない 生地の外見に切れ、裂け、穴の損傷がないもの 生地を補修した跡がないもの</p>

※ただし、金属製先しん付き安全靴の先しん部分の傷は除く

※保護帽（ヘルメット）は、昭和50年労働省告示66号に適合し、型式認定を受けたものを使用すること。

また、使用を開始してからFRP（熱硬化性樹脂）は5年、ABS、PC、PE（熱可塑性樹脂）は3年が交換の目安とされているため、変色等経年劣化していない保護帽を着用すること。

イ 作業用具

品名	仕様・規格等
ロングハンドルチェーンソー ※ (エンジン式)	電動及びトップハンドルチェーンソーは不可
ガイドバー	安全に支障をきたす異常がないもの（亀裂は長さを問わず不可。5mm以上の曲がりがあるもの、ドライブリンクが見えるガイドバーの消耗、欠けは不可）
ソーチェーン	上刃の長い方が3mm以下の長さになっている刃がひとつもないもの
ガイドバーカバー	ソーチェーンが露出するような損傷がないもの（テープ等で補修していれば可。また、スパイク部分の隙間は露出としない）
工具類	コンビネーションレンチ又はプラグレンチ等

※40cc以上のチェーンソーはチェーンソーの規格（昭和52年9月29日労働省告示第85号）に適合したものを使用すること

※チェーンソーの燃料等は、十分補給しておくこと